

総務委員会会議録

日時 令和7年3月6日（木） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時03分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 伊藤 毅
副委員長 中村 正仁
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 臼井 友基 水岸富美男
大久保俊雄 古屋 雅夫 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員長 堀内 拓三 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 生活安全部長 今橋 敦 刑事部長 川口 守弘
交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 理事 一瀬 健
首席監察官 大森 伸 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 進藤 明
警務部参事官 佐藤 充 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 中村 正己 交通部参事官 内藤 智 交通部参事官 足立 勝司
警備部参事官 清水 高博 総務室次長 柏木 佳明 警務部次長 佐藤 隆
会計課長 三浦 昇 サイバー犯罪対策課長 戸澤 智和 捜査第一課長 大勝 和彦
組織犯罪対策課長 長田 良寛 交通規制課長 手塚 芳仁 警備第二課長 渡邊 信

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長 中村 直樹
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 河合 秀樹
人口減少調査研究グループ人口減少調査監 中嶋 正樹
知事政策局長 石寺 淳一
地域ブランド・広聴広報統括官 小林 徹
知事政策局理事（知事政策局次長事務取扱） 安藤 明範
知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 鎌田 秀一
知事政策局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也
知事政策局技監 水口 保一 知事政策局技監 矢野 昌
政策企画グループ政策参事 小俣 滋
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文

富士山保全・観光エコシステム推進グループ富士山保全・観光エコシステム推進監

岩間 勝宏

富士五湖自然首都圏推進グループ富士五湖自然首都圏推進監（国際戦略監兼職） 古屋 幸一

リニア・次世代交通推進グループリニア・次世代交通推進監 矢野 久

新事業チャレンジ推進グループ新事業チャレンジ推進監 相川 和茂

D X・情報政策推進統括官 瀧本 勝彦

D X・情報政策推進統括官次長（情報政策推進監事務取扱） 村上 宏之

D X推進監 長谷川 晋吾

県民生活部長 小澤 清孝 県民生活部次長 山岸 ゆり

県民生活総務課長 武井 紀人 パスポート室長 坂本 久美

北富士演習場対策課長 長坂 嘉久 統計調査課長 平賀 貴久子

県民生活安全課長 岩渕 基 私学・科学振興課長 水上 和彦

多様性社会・人材活躍推進局長 古澤 善彦

多様性社会・人材活躍推進局次長 小林 孝恵

多様性社会・人材活躍推進局次長（男女共同参画・外国人活躍推進課長事務取扱）

入倉 由紀子

労政人材育成課長 川崎 健司

労働委員会事務局長 津田 裕美 労働委員会事務局次長 丸山 正雄

（調査依頼案件）

第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第5条地方債、第6条一時借入金並びに第7条歳出予算の流用

請願第6-4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

請願第6-5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。また、請願第6-4号、請願第6-5号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について警察本部関係、人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、D X・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時14分から午後3時3分まで、途中、正午から午後1時9分まで休憩をはさみ、人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、D X・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

- ※第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第5条地方債、第6条一時借入金並びに第7条歳出予算の流用

質疑

（闇バイト応募者等保護対策費等について）

福井委員 久しぶりの降雪によって、警察本部の皆さんにおかれましては、スリップ事故等の対応を昼夜分かたずしていただきましたことに感謝を申し上げます。

まず、闇バイト応募者等の保護対策費等について、7ページですけれども、これに関して何点か伺いたいと思います。

近年、SNS等を利用した闇バイト、これに起因する犯罪が全国的にも増加傾向にあります。県内においても、これは例外ではないと承知をしております。特に、若年層が安易な動機で犯罪に関与してしまう事例が多発している現状を、警察本部としてはどのように認識しているかを伺います。

所生活安全部参事官 犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに安易に応募した若者らが、電話詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが、全国的に大きな社会問題となっており、県警察としても憂慮すべき問題であると認識しております。

福井委員 闇バイトに起因する犯罪を未然に防止することは本当に大切なことでありまして、若年層から犯罪を守っていただきたい。そのために具体的にどのような対策を県警としては行っていますか、教えてください。

所生活安全部参事官 県警察では、県警察の公式X、公式YouTube、ウェブサイトや学校や防犯関係団体と連携した防犯講話等において、いわゆる闇バイトに関し犯罪グループから抜け出したくなくても、応募の際に送った個人情報に基づき脅され、抜け出せなくなること、犯罪組織の捨て駒にされることなどの実態や危険性、また警察への相談先について広く情報発信しております。

また、娯楽施設や駅等には、闇バイトはアルバイトではなく、犯罪であることなどを内容とするポスターを掲示するなどしております。

さらに、県警察では、サイバーパトロールによりインターネット上において、いわゆる闇バイトの求人情報に対する警告を行っております。

令和5年10月から本年2月末までの間に、3,147件の投稿に対して警告を実施しました。その結果、全件削除されたものと承知しております。

福井委員 様々な取組の成果が非常に現れていると今報告を聞いて感じているところであります。社会全体で、特に家庭においてその若年層、親から子供たちへしっかり啓発ということも大切になってくると感じていますけれども、今回新たにこの対策費等が計上されました。先ほども説明をいただきましたけれども、改めてどのような事業なのか、詳細に説明を求めます。

所生活安全部参事官 この事業は、いわゆる闇バイトに応募した者が、犯罪グループから抜け出そうとして警察に保護を求めた際、応募者やその家族の安全を確保するための事業です。

事業の内容は、避難場所の確保、非常通報装置の貸出し、警戒用カメラの設置などです。予算は1,000万円です。

福井委員 この事業の実施によって、どのような効果を期待しているのでしょうか。

所生活安全部参事官 闇バイト応募時に教えた個人情報等を基に、犯罪行為に加担するよう応募者が脅された場合、その保護対策を徹底し、応募者を犯罪グループから抜け出させることにより、加害者になることを防ぐことはもとより、新たな犯罪を生み出すことを防ぎたいと考えております。

福井委員 闇バイトは、犯罪組織が背後に隠れているという実態があります。その犯罪の摘発や再発防止を困難にしているのが現状で、犯罪行為に関与されやすい、特に若い人たちへの支援を強化するとともに、既に犯罪被害に遭われた方が社会復帰できるように、保護支援策を強化することが非常に重要だと考えております。

若者の未来を守り、犯罪のない社会を実現できますよう、ぜひよろしくお願ひ申し上げ、質問を終わります。

（職員給与費等について）

古屋委員 警の3及び警の4についてお聞きしたいと思います。

まず1点は、警の3の給与費の関係であります。7億7,000万円ぐらい今年増加しているんですが、令和7年度の全体の警察官の人員数はどのぐらいですか。

佐藤警務部参事官 令和7年度当初予算の職員給与費につきましては、警察官1,695人、一般職員305人の給料、手当等の経費として、178億8,402万5,000円が計上されております。

古屋委員 承知しました。それで、令和7年度の新規採用者は、男女別にどのぐらいの人数になりますか。

佐藤警務部参事官 採用予定者数につきましては、警察官の退職予定者数や増員数、採用辞退者見込み

数等を基に決定しております。令和7年度ですと、春季試験においては警察官A、大卒程度、男性30名、女性7名、情報技術3名、計40名を採用予定としました。

また、秋季試験、第2回の採用試験におきましては、警察官A、大卒程度、男性3名、女性2名、警察官B、大卒以外の者ですが、男性13名、女性5名、計23名の総計63名を採用予定者といたしております。

古屋委員 承知しました。それで、特殊業務になると思いますけれど、昨年、県内で北杜市、あるいは上野原、大蔵経寺山、そして先週までは大月と連続して山林火災が続き、また、特に警察の業務としては山岳救助が大変重要な役割だと思っております。

それで、今、ヘリコプター「はやて」が1機あるわけでありましたが、パイロットの定数と現状の人数について、どのようになっているのかお聞きします。

渡邊警備第二課長 現状、警察航空隊を構成している警備第二課航空隊においては、操縦士の定数は4名、現状は2名となっております。

古屋委員 定数4で現状は2名でありますけれど、その2名の差はどのような形で埋めていくのか、その辺りについてお考えをお聞きしたいと思います。

渡邊警備第二課長 県警察では、本年度、令和6年度に公募を行い、操縦士1名を令和7年4月1日に採用する予定でおります。また、令和7年度におきましては、操縦士の部内選抜を行う予定でおります。この者1名を令和7年度中に部内、警察官の中から採用し、将来的に操縦士として育成する予定でおり、最終的には操縦士4名となる体制で考えております。

古屋委員 消防のほうは委託で、某会社に委託をかけているわけでありまして、先日の大蔵経寺山の火災などを見ても、たまたま点検で警察のヘリも飛ばなかった。消防のほうも山梨県のヘリは飛ばなくて、他県から飛んできた、このような状況もあるので、いずれにしても点検は仕方ないにしても、パイロットの育成というのは大変重要なことだと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

（航空機維持費について）

それで、警の4に関わる航空機維持費の関連で質問させていただきたいと思います。この維持費について、「はやて」の場合は点検を年間で何回ぐらいするのか。その点検によって、飛ばない日があると思うのですが、その辺りはどういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

渡邊警備第二課長 警察航空機の安全運航に関しては、航空法等関係法令に基づきまして、定められた時間点検等を行っているところでございます。

特に、自動車のいわゆる車検に当たる対空検査証明、これは長期間、およそ3か月間機体の運行を停止して点検する期間がございますけれども、計画的に運行時間を確保し

つつ、警察活動に支障がない範囲で計画的な運行停止と点検をしっかりと行い、航空機の安全運行に努めていきたいと考えております。

古屋委員 承知しました。もう一つお伺いしたいのですが、この「はやて」もそうでありまして、「あかふじ」もそうでありまして、ヘリの買換えの期間が決められていると思います。私が承知している限りは、国では一定の期間が過ぎれば国の予算で買うということになってくるのですが、山梨県の「はやて」は現状何年たっていて、更新時期はいつ頃なのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

渡邊警備第二課長 県警察に配備されている県警ヘリ「はやて」につきましては、平成16年3月に配備され、同年4月から運行を開始しておりますので、令和7年1月末の時点で配備から21年10月が経過しております。

なお、機体の更新につきましては、製造から20年をめどとされておりますが、平成29年4月に警察庁より更新期間を4年延伸する旨の連絡があったため、現時点では令和10年度頃に更新となる予定でございます。

古屋委員 承知しました。これ以上論議はしませんけれど、先ほどのパイロットの育成とも関連しているのですが、機種を変更するとパイロットの免許も変わるわけでありまして、そういったことを展望しながら、ぜひ人材育成を含めて今後やっていただきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(外国人労働者の犯罪状況について)

臼井委員 外国人労働者の犯罪状況についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

山梨県内でも外国人労働者が大変増えてきている状況であります。私に関わっている福祉施設でも、中国、韓国、フィリピン、ミャンマー、インドなど、かなり外国人の労働者が増えてきております。

先日、我々総務委員会で愛知県の外国人労働者の支援団体を視察させていただきました。その際、支援団体の方々から、犯罪を行ってしまう外国人は、職場や地域になじめないで孤立してしまっている方が多いと、このような話がありました。

実際、自国と日本の文化やルールの違いによって戸惑ってしまう外国人は、それなりの数がいらっしゃるのではないかと感じています。また、日本人の方々からは、外国人労働者が増えることによって、多分治安とかの意味も含めてだと思えますけれども、不

安を感じてしまう方もいることは否定できないと感じております。

そこで、外国人による犯罪の現状を理解し、また、外国人に対する偏見みたいなものもあると思っていて、そういったものを払拭するためにも、過去3年間の山梨県内における外国人の刑法犯の検挙状況についてお伺いしたいと思います。

長田組織犯罪対策課長 令和6年中における山梨県の外国人による刑法犯検挙件数は79件、検挙人員は26人でした。令和5年中の検挙件数は29件、検挙人員が23人、令和4年中の検挙件数は41件、検挙人員が21人でした。

なお、昨年の検挙件数が例年に比べて特に増加しておりますが、1人の外国人が多数の窃盗事件を行い、これを検挙したことから検挙件数が増加したものです。

当県における刑法犯の全検挙人員に占める外国人の割合は、過去3年間の平均が約2.7%でした。

臼井委員 令和6年中は1の方がかなり犯罪を行ったということですが、この人数というのは延べ人数として、全部別の方がやったわけではなく、同じ方が複数回含まれているという理解でよろしいのでしょうか。人数的なところを、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

長田組織犯罪対策課長 先ほどの内容ですが、種別にしますと中国人、またベトナム人等の件数が多い状況にはあります。

川口刑事部長 検挙人員につきましては実人員であり、延べ人数ではありません。1人で数件の犯罪を行ったとしても1人として計上され、同じ者はいないということで理解いただきたいと思います。

臼井委員 2.7%というのが多いのか少ないのかというのは、私はあまり分からないのですが、この今答えていただいたその検挙の状況は、他の都道府県と比べてみると、山梨県はどのような状況なのか教えていただきたいと思います。

長田組織犯罪対策課長 令和6年中における全国の外国人による刑法犯検挙数は、1万3,405件で、検挙人員は6,368人でした。

全国の刑法犯の全検挙人員に占める外国人の割合は、過去3年間の平均が約3.1%であり、当県は刑法犯の全検挙人員に占める外国人の割合が、全国平均をやや下回るといった状況でした。

臼井委員 県民の皆様の中でも、先ほど言った偏見のようなものを持っている方もたくさんいるのではないかと感じていますが、実際、私の福祉施設でもいろいろな外国の方が、日本人の高齢者の方や障害者の方のお手伝いをしています。ただ、外国人の方に対して、御家族は少し心配される方もいらっしゃるものですから、そういった意味では、今お

聞きして、恐らく県警察の皆様が様々な取組をしていただいで、全国平均より下回っている状況があるのだろうと少し安心をいたしました。

先ほども愛知県に視察に伺った際の外国人の支援団体の方のお話をさせていただきましたけれども、「外国人の就業者等を職場や地域から孤立させないで、外国人に対する犯罪被害を防止して、かつ外国人が犯罪に手を染めにくい社会づくりが必要だ」という話もございまして、本当にそのとおりだと思っています。

今、県庁の中でも、外国人の関係をやっている部署がありますけれども、そこでも外国人の方がしっかりと山梨の文化になじめるような取組を、いろいろと鋭意取り組んでいただいているものだと思いますけれども、県警察において、外国人の犯罪防止、あるいは外国人が犯罪に手を染めないための取組をされているのであれば、教えていただきたいと思います。

長田組織犯罪対策課長 県警察では、外国人の犯罪被害を防止するための取組として、防犯講話を通じて外国人が犯罪被害に遭わないための方策や、万が一被害に遭ったときの速やかな110番通報の方法を教示するなどの施策を推進しています。

また、外国人が犯罪に手を染めないための取組として、外国人が多く所属する企業や学校などにおいて、犯罪組織からの接触があった場合に対する予防策の講話を行ったり、困りごとがあった場合の相談先を紹介するなどの施策を推進しております。

白井委員 そういった県警察がやっただいでいる取組について、外国人の労働者の方が、参加をいただいたり、出席されている方々は多いのでしょうか。大まかでいいですけど、そういったところに来てもらわないと困ると思うので、1人、2人ではどうかと思うのですが、その辺りの数がもし分かれば教えてください。

長田組織犯罪対策課長 先ほどの学校等における防犯講話等におきましては、県立大学を例に出しますと、おおむね留学生200人に対して指導講話を行っております。

また、企業等におきましても、おおむね100ないしは50程度の従業員の稼働先である企業に対しまして、積極的な防犯活動等を実施している状況でございます。

白井委員 よかったと思いました。今、山梨県内には約2万3,000人の外国人の方が生活されていると聞いています。くどいようですが、この山梨県で、外国人の方と我々日本人の共生を進めていく必要というのは絶対にあるかと思っています。

多分外国人労働者というのは、これからますます増えていくことだと思いますし、私に関わる法人でも、外国人の方はすごく一生懸命仕事もされていますし、日本人の方に負けないぐらいのエネルギーを持った方が多いものですから、外国人の方々も積極的に採用していきたいと考えています。

我々からすると県警察の皆さんを本当に頼りにしていますから、犯罪をもし犯してしまった方は、しっかりと検挙をしていただいで、県民の安心をしっかりと確保していただきたいと思っていますし、また、それと同時に、犯罪に手を染めないような、今お話し

やっていただいた対策や予防というものについても、様々御検討いただいて、効果のある対策を今後も推進していただきたいと、このように最後をお願いをして質問を閉じさせていただきますと思います。

（電話詐欺の被害防止対策について）

水岸委員

電話詐欺の被害防止対策について伺いたいと思います。

実は先月、私の携帯にプラスから始まり、0110という一見して警察からの電話だと思わせる電話番号からの着信がありました。ふだんですと、こういったうさんくさい電話には出ないのですが、実はその1か月ほど前に当て逃げ事故を起こされて、甲府南署とやり取りしていたものですから、南署からの電話だと思い込んでしまっただけでした。

そうしたら、「あなたに逮捕状が出ています」と徳島県警からということで電話があったのですが、これはすぐ詐欺だと気がついて、だまされることはなかったのですが、2月17日の新聞記事に、県内においても警察官をかたる詐欺の不審電話が多発しており、県警察でも手口を周知するなどの様々な対策を推進されていると報道されておりました。

県警察の取組を広く知っていただくことが、電話詐欺の被害防止対策に役立つと思っておりますが、ここで、電話詐欺の被害防止対策のために県警察の取組について、どのような方法を行っているのか教えてください。

所生活安全部参事官 電話詐欺の被害につきましては、令和6年中、発生件数は72件、被害金額は約1億8,200万円に上り、平成24年から13年連続で1億円を超えております。

県警察では、電話詐欺の被害を抑止するため、最も効果的な対策といたしまして、そもそも犯人からの電話を取らずに済む対策を推進しております。

これは2つあります。

1つは、国際電話利用休止申請であります。令和6年の電話詐欺を分析しますと、架電元の電話番号の7割は国際電話番号でありました。そこで、御自宅の固定電話で国際電話を利用する予定のない方は、国際電話の利用休止申請を行うことで、不審電話の7割をブロックすることができます。警察本部と各警察署に申込書を置いてあります。申込は無料であり、簡単な手続でどなたでも申請できます。

もう一つは、電話詐欺抑止装置の普及であります。この装置を電話機に接続すると、電話の呼び出し音が鳴る前に会話を録音する旨の警告メッセージが相手に流れるため、犯人は自分の声を録音されることを嫌い、自ら電話を切るというものです。県警察では、65歳以上の方のいる世帯に4か月間無料でレンタルを行っています。この機能を搭載した電話機も家電量販店等で販売しております。

次に、もし犯人からの電話を取ってしまった場合、だまされないための対策です。県警察では、これまでの犯人の手口を分析して、不審点や見破るポイントを類型別に解説した電話詐欺手口集の周知を図っております。この手口集を一読しておくことで、犯人からの電話を受けた際、詐欺であることを見破ることができるようにしておくものです。

次に、だまされてしまったとしても、犯人にお金を渡さない対策です。これは、被害者が犯人にお金を振り込むなどする金融機関やコンビニエンスストアと連携し、手続きをしようとしている被害者に、店員の皆様から声かけをしていただくとともに、警察への通報により警察官が臨場し、被害を未然に防止する取組であります。

県警察では、県民が電話詐欺の被害に遭わないために、今後も電話詐欺を抑止する対策を強力に推進してまいります。

水岸委員 県警察の取組は、電話詐欺被害防止対策に効果的だと思いますので、これからも県警察の取組を広く周知していただき、電話詐欺の被害防止対策を強力に進めていただきたいと思います。

（訪日外国人観光客による交通事故について）

大久保委員 訪日外国人観光客による交通事故が多発していることについて伺いますけれども、県内全域に多くの観光名所を抱える当県におきましては、観光地に住む住民の方や観光客の安全を確保することが極めて重要であります。先般、富士北麓地域において、訪日外国人観光客が運転するレンタカーの事故が多発しているという報道を目にしました。

そこで、山梨県内と富士北麓地域を管轄する富士吉田警察署管内の、令和6年中の訪日外国人観光客が運転するレンタカーの交通事故について、まずお伺いしたいと思います。

内藤交通部参事官 令和6年中に届出のあった訪日外国人観光客が運転するレンタカーの交通事故件数は、山梨県内では、人身交通事故が4件、物損交通事故が暫定で848件の合計852件となっております。

また、富士吉田警察署管内では、人身交通事故が4件、物損交通事故が暫定で765件の合計769件発生しており、県全体に占める富士吉田警察署管内の訪日外国人観光客の運転するレンタカー事故の割合は90.2%となっております。

大久保委員 私どもは事故を1件でも少なくしようと思う一方、人身、物損で、今非常に大きい数字かと思うわけですが、今後もインバウンドを県として誘致をして増加が見込まれる中で、県警察で取り組んでいる、訪日外国人観光客が運転するレンタカーの事故防止対策について、こういった踏み込んだ対策を取られているのか、お伺いしたいと思います。

内藤交通部参事官 県警察では、外国人観光客が集中するエリアを中心として、パトカーや白バイによるや街頭活動を強化しているほか、英語併記の一時停止標識の整備・更新を行っております。

また、オンライン地図サービスを活用し、訪日外国人観光客のレンタカー事故の発生地点、形態などをQRコードから簡単にアクセスし、閲覧できる交通事故マップを整備しております。

このほか、関係自治体、レンタカー会社、観光協会などと情報共有を図る会議を開催し、関係自治体には、交通事故が多く発生している交差点などへの注意喚起のための道路標示や看板の設置を依頼するとともに、レンタカー会社や観光協会などには、英語・中国語など4か国語で作成した日本の交通ルールを周知するチラシを配布するなど、レンタカーを利用する外国人への注意喚起を依頼しております。

大久保委員　やはり国際免許を持っていれば、レンタカー会社も貸さなければならないということで、日本の交通ルールを知らない外国人観光客に理解していただくことは難しい面があるとは思いますが、通学路もあったり、観光地では事故が起きてはもう取り返しがつかないということで、今おっしゃったようなさらなる対策を進めてほしいということと、富士北麓のオーバーツーリズム対策、県も富士北麓から、例えば私の地元の峡東地域のワイナリーや温泉、北杜、峡南などへ県もレンタカーによる移動を推進しており、観光振興課でも、周遊観光の促進事業でレンタカー促進という表題で新年度予算も盛られている中で、最後に再度事故を起こさせないための取組をお伺いしたいと思います。

内藤交通部参事官　県警察としましても、これまで行ってきた対策のほか、外国人観光客のレンタカー事故の発生状況を分析した上で、取るべき対策を継続して行っていきたいと考えております。

（信号機の設置の基準について）

福井委員　信号機の設置の基準について伺います。

私の地元でも、交通事故が多発する交差点、信号機のついていない交差点がありまして、地元の皆さんからも多くの要望を継続的に各所へ上げているという状況ではあります。私も先日、信号機設置のお願いを北杜市の警察署にしてみました。警察のほうでもしっかり対応していただき、交通量の調査をしていただきましたが、交通量が少ないということで設置はできないという御回答をいただきました。

私も警察庁のウェブサイトを見て、設置基準はどのようなものかということを確認したのですが、県民の皆さんの多くは、信号機の設置基準がどういったものか分からない方がたくさんいらっしゃると思いますので、ここで改めて信号機の設置の基準について伺います。

手塚交通規制課長　信号機の設置につきましては、警察庁による全国統一の信号機設置の指針が示されており、同指針に準拠して信号機の適切な整備を推進することとされております。

信号機の設置のための必要条件としては、自動車等が安全にすれ違うための車道の幅員が確保できること、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること、主道路のピーク1時間の交通量が原則300台以上であること、隣接信号機との距離が原則150メートル以上離れていること、信号機を良好に視認できるように、信号柱を設置できることのいずれの条件にも該当する必要があります。

また、択一条件としては、原則として信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が1年間に2件以上発生していること、小中学校・幼稚園・児童公園等の付近において、生徒・児童・幼児等の交通の安全を特に確保する必要があること、交差点においてピーク1時間の主道路及び従道路の交通量が警察庁で示す基準を満たしていること、歩行者の横断需要が多く、かつ交通量が多いため、歩行者が容易に横断できない場合で、直近に歩道橋等がないことのいずれかの条件に該当する必要があります。

なお、これら条件の詳細については、警察庁のウェブサイトを確認することができます。

福井委員 詳細に説明いただきました。設置については、本当に高いハードルがあると思います。とはいえ、この基準に満たなくても事故が起きている交差点が多いというのも事実でありまして、交通上不安を抱える住民の皆さん本当に多くいらっしゃいます。設置ができないのであれば、そのような交差点では交通事故防止、交通安全確保のために県警察としてどのような取組、対策を行っているのか教えてください。

手塚交通規制課長 信号機の設置を見送った箇所につきましては、一時停止の交通規制を検討するほか、道路管理者と緊密に連携し、カラー舗装、カーブミラー等の設置について検討や申入れを行うなど、安全な道路交通環境の整備に努めております。

福井委員 地元のある交差点でも、多くの協議の下、路面標示が増えていたり、標識が増えていたりという様々な工夫をさせていただいております。

しかしながら、交通事故の抑止につながっていないという箇所がある交差点もあるので、とても心配はしているのですけれども、県内には、そのような交差点が非常に多いと思っています。

全ての住民の方々の要望を受け入れるということについては、難しさも十分理解しておりますが、信号機の設置ができない場所においては、先ほど答弁していただいたように、取組をさらに進めていただき、交通安全の確保に努めていただきたいと思います。質問を終わります。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係

※第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費、第3条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第5条地方債、第6条一時借入金並びに第7条歳出予算の流用

質疑

（不登校児童生徒家庭環境実態調査費について）

臼井委員

まず、県民3ページの不登校児童生徒家庭環境実態調査についてお尋ねさせていただきたいと思います。

極めて重要な調査だと考えておりまして、より細かくお伺いしたいのですけれど、例えば対象範囲や内容、あるいは調査する時期、期間、そしてこれは当然教育委員会も関係してくることだと思っておりますけれども、教育委員会とどのように連携を図っていくのか。

そして、調査するに当たりまして、県だけというよりは、いろいろな機関に協力を依頼しなければいけないと思っておりますけれども、どこに、こういった形でという内容を細かく教えていただきたいと思います。

武井県民生活総務課長 まず、対象とさせていただく対象者ですが、昨年10月に県の教育委員会で公表しました令和5年度の不登校児童生徒の数は、2,189名となっております。今回の調査では、また新しい数字が出るかと思っておりますが、こういった家庭を対象に調査をさせていただきたいと思っております。

調査の時期ですが、4月から9月にかけて実施をしていこうと考えております。教育委員会との連携等になりますけれども、今回不登校児童生徒の御家庭ということなので、そちらを把握しているのは各学校になります。なので、調査会社等を活用させていただきますけれども、教育委員会、学校と連携して、そういった家庭に対しましてアンケート調査を実施させていただく予定となっております。

臼井委員

時期や期間など、どういう形で、いつのタイミングで、どれぐらいの期間調査するのかというのも後で教えていただきたいと思いますけれども、不登校になっている方が、今二千百何人ということをおっしゃいましたけれども、実際、予備軍的な形で不登校ぎみになっている子もいるわけでありまして、学校に協力を依頼するということは当然のことだと思っておりますけれども、現実的にほほひきこもり状態になっている子供たちも多くいる。

その不登校の人たちのうちの約4割は、相談すらできていない。外部機関に相談することもできていない。恐らく、もしかしたらそれは学校も含めて相談ができていないという子供たちも多数いる可能性がありまして、そういった子たちや家庭に対しても、しっかりと行き届いた調査をしなければいけないと思っております。

そうしないと、多分これから不登校対策でいろいろな施策を考えるに当たって、これが非常に大きな基礎データになると思っておりますので、そこまで細かく調査をする形になっているかどうかお伺いします。

武井県民生活総務課長 先ほども説明をさせていただきましたけれども、どこの家庭が不登校かということ把握しているのは、各学校になるかと思っております。なので、基本的には学校を通じて調査票等のアンケートは、プライベートも配慮しまして送らせていただきたいと思いますと思っております。そういったアンケートをした後のいろいろなフォローについては、各市町

村の教育委員会や、可能であれば支援団体の方などにも協力を求めていく中で、実態の把握をさせていただきたいと思っております。

白井委員

はい、承知しました。今の御答弁で、そういった外部にもどこにも相談ができていない子たちも実際いるということも含めて、学校の協力を得ることによって、そういった方たち全員に調査が行き届くという、これは回収率も高めていただかないといけないことだと思っておりますので、学校にそういった4割ぐらいの方が相談できていないけれども、学校と協力すれば、そういった方々に対してもしっかりと調査ができることを前提としていることを理解させていただきましたので、ぜひそこはお願いをしたいと思っております。

私は、もちろん不登校にはいろいろな理由があると思っておりますけれども、今は非常に学校に対して無気力になってしまっている子が多いと聞きます。現実的には、その調査の内容の中で、ぜひ福祉的な観点も入れた上で調査をしていただきたいと思っております、その不登校になっている子たちの中で、例えば発達障害をはじめ、障害を持っている子供たちも少なからずいるはずで。

後は、例えばもちろん当然含まれるはずですがけれども、貧困や、山梨県で非常に力を入れていただいているヤングケアラーの問題、あるいはシングル家庭など、そういった幅広い形でいろいろな要素で実態調査ができることをお願いしたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

武井県民生活総務課長 委員から御指摘いただいた内容も踏まえた上で、教育委員会とよく連携を取りながら、調査項目をさらに精査していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

（私立学校運営費補助金について）

白井委員

県民の24ページ、25ページにかけてですけれども、私立学校に対しての支援のところでお伺いさせていただきたいと思っております。

まず、24ページのところに、私立学校の運営費補助金があるかと思っております。特に私立高校の運営費補助金についてであります。私たち県議会では、県議会議員全員で山梨県私学振興議員懇話会を組織させていただいております。これはまさに私学教育のことについて、全議員でいろいろ情報を共有しながら、もちろん部分的にはいろんな後押しをさせていただきながら、その懇話会が組織されているわけでありまして、毎年9月議会中に、山梨県私学教育振興会から、勉強会のような形式で課題をいろいろと聞いております。

我々議員懇話会は立ち会ってはいませんが、毎年12月に私学教育振興会から、知事宛てに要望活動がされていることも承知をしています。それを踏まえて、そういったことがされているということで、我々も党派や党派関係なく、全議員がその懇話会に参加をして、この私学の課題については共有させていただいているということでもありますし、また要望も出されているということでもありますので、これは私たちもしっかりと、

その要望に対する結果、回答も理解しなければいけないと考えています。

まず、運営費の補助金でありますけれども、令和6年度に比較して、令和7年度の運営費の補助金がどのような形を想定しているのか、どのような形で持っていくのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

水上私学・科学振興課長 本県の補助単価につきましては、小中学校では、国の地方財政計画の単価をそのまま採用する一方で、高等学校では、この単価に県単独で上乗せして補助を行うことにより、全国の中位を維持している形になっております。

なお、来年度、令和7年度における補助単価につきましては、小中高とも5,000円程度の増額を行っているところでございます。今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、私立学校の経営を取り巻く状況を注視してまいりたいと考えています。

臼井委員 ありがとうございます。県の私学教育振興会からの要望書にも、この運営費の補助金を少しでも上げてもらいたいという要望が書かれておりますので、その点、少し上がっているという意味では、大変ありがたいと思っているところであります。

ぜひ引き続きしっかりと、これは保護者の負担軽減という話だけではなくて、私立学校の経営という部分についても、しっかりと注視をしていかなければいけないと思っていますので、令和8年度以降も実態を見極めて御判断をいただきたいと思っています。

（高等学校等就学支援金交付事業費について）

同じ要望書の中にある、25ページの上のほうの高校の就学支援金のことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

細かいことを言うと少し時間がかかってしまうのですが、これは令和7年度に向けて、一番該当する人数が多い層の世帯に対しての支援金を増額してほしいといった要望があります。

これは、もちろん我々議員懇話会の中でも同様なことが情報提供されているわけでありまして、まずその増額については、実は2026年度から国のほうで所得制限がなくなると、結果的には増額されるという形になりますけれども、それはあくまで2026年度ということですので、この2025年度についての要望書における増額については、どうなっているか教えてください。

水上私学・科学振興課長 県では、本年度から多子世帯を対象といたしまして、高等学校等就学支援金への県単独での上乗せを開始したところでございます。

本年度は100名程度の支援実績がございまして、令和7年度におきましても、本年度同様の事業継続をお願いするものでございますが、現在事業効果の検証のため、保護者への意向調査を併せて実施しているところでございます。

一方で、委員からも御指摘のあったとおり、報道等によりますと、国において高等学校授業料の無償化が議論されておきまして、先ほど三党合意がなされるなど、一定の方向性が示されたものと承知しています。

県では、こうした国の動向を見極めながら、今後制度変更の確実な事務対応を行うとともに、支援対象となる生徒保護者に対して、制度周知を図ってまいりたいと考えております。

臼井委員 分かりにくい質問をしてしまって申し訳ない。今課長がおっしゃっていただいたのは、少子化対策として、県が今年度からやっている第3子以降に対しての上乗せ助成ということに対してお答えいただいたものだと思っています。もちろんお聞きしようと思っていたので、前後してしまうのですけれども、細かく言うと、所得が590万円以上の全ての世帯に対して支援金を出すべきではないか、増額すべきではないかという話がまず前提にあると思いますけれども、2025年度についての支援金はあるのかなのかということ、まずお聞きできればと思います。

水上私学・科学振興課長 申し訳ございませんでした。来年度におきましては、委員もお話のありました590万円から910万円、その世帯収入につきましては、第3子以降に関わる支援はございますが、その他の方々に対する支援はございません。

臼井委員 分かりました。令和6年度からやっている第3子のところに関しては、継続はしていくけれども、それ以外のところについての新たな支援の助成をするということについては、来年度に関してはされないということ、理解をさせていただきました。

高校の無償化が国でどんどん進んでいくような状況になっていますので、そこはしっかりと注視していく必要があるかと思っています。

先行して2025年度からは、公立高校については実質無償化されるという話になっていると思っています。先ほど言ったとおり、2026年度に所得制限が撤廃されて、現行支援されている額より大分増額をしてくれることになっていますので、これは県が云々ということではなくて、国でしっかりと対応していただけるということだと思っています。

実際、こういう国の動きの中で懸念されていることとして、公立高校離れ、あるいは国で上げてくれるのですけれども、私立高校の授業料が便乗してまたさらに上がるのではないかと、2026年度に上がるのではないかと懸念の声も実際あります。

後は、やはり子育て世帯の負担軽減に効果があるのにもかかわらず、その一方で、高所得世帯に対しても支援対象とすることへの疑問が少なからずあるということも、言われているところでありますので、どこまで教育の質の向上につながるのかということが、不透明ではないかという指摘もあると思っています。この国の施策に対する県の受け止めが、もしあればお聞かせください。

水上私学・科学振興課長 委員御指摘のございました課題等につきましては、国の議論と、また様々な報道の中で課題となっていることは承知しているところでございます。

片や、やはりこれにつきましては、全ての私立学校に進学する方々、ひいては全ての中学生、これから高校に進学しようとする方々の重要な選択肢、私立学校の選択肢とな

り得るものということで、そのような大切な重要な契機になるものと考えているところ
でございますので、そういった課題も踏まえながら、今後の制度化に当たっては気をつ
けながら、準備を進めていきたいと思っております。

臼井委員 はい、ありがとうございます。どうしても教育委員会との兼ね合いもあると思いま
すので、うまく答えにくいところもあったかと思っておりますけれども、実際問題、子供
の数が本当にどんどん減ってきていて、今、生まれた子供たちが高校生になるときは、
今より相当少なくなると言われていますから、そういった意味においては、これから私
立高校を含む山梨県内の高校自体、公立私立関係なく、どのように今後山梨県内で高校
を配置していくのか、しっかりと議論をしていかなければいけないと思っております。

お隣の長野では、早速幾つかのエリアに分けて、そういった議論も検討されていると
聞いておりますので、そういった形でしっかりと今後の未来を考えた私立高校、そして
公立高校の運営も、教育委員会としっかりと連携をして、そういった検討会のようなも
のを開いていくべきではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

水上私学・科学振興課長 委員御指摘のとおり、生徒数の減少を踏まえた将来の高等学校の在り方につ
いては、重要な問題でございます。公立私立の協調も勘案しながら、関係者の間で研
究を行っているところでございます。

引き続き様々な機会を通じまして、幅広い関係者の方から意見が頂けるよう、教育委
員会と連携・検討していきたいと考えています。

臼井委員 ありがとうございます。ぜひ引き続き私学教育振興会としっかり連携を取っていただ
いて、そしてその上で、我々議員懇話会に対しても、情報提供、情報共有にしっかりと
今後努めていただくことを最後にお願ひして、質問を終わりたい思います。

（わくわく地方生活実現事業費について）

中村副委員長 人口4ページのわくわく地方生活実現事業費についてお願いします。

私の地元の笛吹市でも、農業をポイントとしてこういった事業をしているところに、
私も現地に入らせていただいたのですが、県内の各市町村の取組の状況を教えていただ
ければと思います。

河合人口減少危機対策監 こちらで把握しているのは、まず市単位で行っているものにつきまして、ま
ず甲州市で、都内の人が一泊二日で移住に興味のある人が、地域の魅力も発見しつつ、
いろいろな特産物に触れるようなフェアをやっていたり、あと北杜市でも、農業関係で
観光も兼ねて、都内に限らず首都圏中心の方を呼んで、移住相談会も兼ねたフェアをや
っていると承知しております。

中村副委員長 ありがとうございます。やはり山梨の特質的に、農家のほうが多いなという感じだと
思うのですが、そのほか県で新たに積極的に何か事業を推進しようかという予定と

うか、ヒアリングなどをしているのでしょうか。

河合人口減少危機対策監 人口の2ページ、1つ前のページに事業がございまして、もともと市町村と不動産会社や人材派遣業者が絡んで、富士の国やまなし協議会というものをつくっております。

そこでは、笛吹市も入っていると思うのですが、いろいろな市町村や業者の方に意見を頂いて、企画・立案をして、県と市町村と事業者が合同で、逆にこちらから都内に出向いて、合同説明会を開いたり、あるいはオンラインでも相談会を行っています。

そういった中で、県とすると、市町村や事業者と連携して、県内でやるよりは都内に出向いて行っています。ただ、委員の御指摘がありましたように、また少し足りない点があれば、またいろいろ意見を頂きながら、さらなる改善を図っていきたいと思います。

中村副委員長 ありがとうございます。先ほどの臼井委員からも話があったように、やはり子供を増やすという部分で、こういったところでも人口減少につながると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

（戦略的広報推進事業費について）

知の22の戦略的広報推進事業費のウェブ広告の掲載等についてなんですけれども、最近、テレビの広告が非常に減ってしまって、テレビを見る機会も減ってきて、私の家族もタブレットを見ているほうが多いというイメージがあるのですけれども、戦略的広報というところで、今までどうしても広報というと県内の県民向けの広報というところに目が行っているのではないかという印象をずっと私自身は持っていたのですが、今回、この戦略的というところで、いわゆる県外に発信をしようという思いが伝わってきているのですけれども、このウェブ広告の内容はどのようなことを想定されているのでしょうか。

羽田知事政策局次長 ウェブサイトがやはり重要な広報戦略ということで認識しておりますので、SNSやウェブ広告を積極的に活用して、今年度から徐々に打つようにしているところであって、そこは効果が少しずつ見えてきたところですので、来年度はそのところの事業をさらに拡充して広告を打っていかうということで、予算を拡充してお願いしているところでございます。

中村副委員長 ありがとうございます。例えば、農政部などでも独自に動画を作成したりするなど、各担当課で独自の広告というか、動画を作成しているというのは承知しているのですけれども、こういったところにうまくつなげられたらいいかと思いましたので、広報担当にこだわらず、全体の動画作成をうまく集約した形で、ぜひ広告をつくっていただきたいと思いますので、その辺りを御検討いただければと思います。

（人口減少危機対策支援事業費について）

大久保委員 人口の2で、人口減少危機対策支援事業費とございますけれども、この中に小中学生、高校生、大学生等、いろいろ若いうちから啓発するという部分もあるし、この2で、地域の実情に応じた市町村の取組を支援という記載がありまして、支援を対象とする取組が地域の実情、年齢層や例えば教育・医療・福祉、様々な多岐にわたる中で、地域の実情に沿っているかどうかを判断するには、県としてもその実情をきめ細かく把握する必要があると思いますけれども、その辺りの具体策はいかがでしょうか。

中嶋人口減少調査監 今年度、山崎内閣官房参与を筆頭といたします人口戦略の専門家グループと共同で、人口動態に影響を与える社会経済指標の収集・分析を行いまして、それぞれの市町村の実情を見える化する取組を進めてきたところであります。

この取組によりまして、全ての県内市町村ごとに人口減少の要因や特徴などの実情を把握することができております。

大久保委員 県内の全ての市町村で把握するということですが、当然聞き取りをした部分は、こういうことはできますよ、こういうことはできませんよ、そして時間もかかるようなケースも出る中で、あらかじめ市町村にもお互いの情報の共有というのが必要だと思いますけれども、その辺りの具体策はいかがでしょう。

中嶋人口減少調査監 市町村の実情を見える化した調査結果につきましては、先月県内全ての市町村長を直接訪問させていただきまして、市町村ごとの状況であるとか、対策の方向性につきまして丁寧に説明をさせていただいたところであります。

その結果、各市町村の皆様からは、「今まで自分たちが対策をやってきた方向性が間違いではなかった」とあるとか、「新たな対策の視点が獲得できた」「今後の政策立案につなげていきたい」といったお言葉をいただいているところです。

大久保委員 多岐にわたるし、部局論的にもいろんな問題が出ると思いますので、その辺りをまた丁寧に推進していただきたいという要望で、次に参ります。

（公共交通活性化総合対策事業費について）

知の27で公共交通活性化総合対策事業、この中で、広域的公共交通ネットワーク再編事業、リニア開業や富士トラム構想の実施を見据えた本県の公共交通網の再編とあるわけですが、公共交通といえば各市町村とか、交通空白地帯を解消だとか、非常に広い意味での捉え方があるわけですが、これはあくまでもリニア開業、富士トラム構想の実施を見据えた再編ということでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 委員御指摘のとおり、リニアの開通、それから富士トラムのことを見据えながら、少し長期的に研究を進めてまいりたいと考えております。

大久保委員 分かりました。この公共交通網再編研究会とあるわけですが、構成員とはどの

ような方を想定されているのでしょうか。

矢野リニア・次世代交通推進監 まだ現在調整中でございますけれども、公共交通網の再編というテーマであることから、まずは県内市町村及び交通事業者の参画を想定しながら進めてまいりたいと考えております。

大久保委員 ありがとうございます。また人流データの取得・分析とあるわけですが、少し理解できない部分で、人の動きを県内のどのような部分でやるのか、ひとつお聞かせください。

矢野リニア・次世代交通推進監 今回取得する人流データでございますが、携帯電話及びスマートフォンのアプリなどの位置情報に基づいて使っていきたいと思っております。今まで例えば二地点間、例えば長野県から山梨県に入ってくる人がどのぐらいいてなど、そういったデータはあります。

ただ、これが一つのいわゆる線となつて、例えばインバウンドであれば、名古屋の空港から入って京都に行って、それから例えば東京に行って山梨に来たというデータも、これは東京から山梨に来たというデータしかないのです。

ですので、リニア時代を見据えると、西側から山梨に来るということがとても重要になってきますので、こういった西側で入ってきて山梨に来ているというところが、実際のどのぐらい入ってきているかというのが、実はこの人流データから分かってきます。

それから、人流データはそこに様々な付随するデータがございますので、そういったところをひもといていきますと、県民生活の中でもある市町村から甲府の中心部の工業団地に向けてどのぐらい移動があつて、通勤しているかということも見えてまいります。そういった値、一つ一つの人流データを丁寧にひもときながら進めてまいりたいと考えています。

大久保委員 リニアは先ですし、富士トラム構想、これも各地域を結ぶという知事の積極的な話もありましたので、ちょっとフレキシブルな対応と言いましょか、ぜひ臨機応変という部分が出ようかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

（再犯防止対策推進事業費について）

県民生活部の課別説明書、県民15ページで、再犯防止対策推進事業費という部分がございます、明るい社会を築き上げるには、やはり再犯を犯さないいろいろな部分がありまして、満期釈放者等への支援とあり、支援の対象に仮釈放もありますけれども、満期釈放者に限定されるのでしょうか。

岩淵県民生活安全課長 本事業の対象者は、満期釈放者に限らず、警察庁で起訴猶予となった者、裁判所で執行猶予となった者、その親族、雇用主等からの相談を対象としております。このほか、満期釈放者等に実際に接している市町村の窓口職員からの相談も受け付けること

としております。

なお、入所受刑者や仮釈放者などに対しましては、刑務所や保護観察所において必要な指導及び支援が行われておりますが、県としても、これらの機関と緊密に連携しながら、求めに応じて適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

大久保委員 満期と仮釈放とありまして、山梨県でも例えば就労支援事業者機構となって、私も笛吹地区で数十社の企業と保護司とその仮釈放者、保護観察所で連携を取って、やはり仕事に就くことが再発防止だということで、しっかりとこのような連携や制度設計されている部分があるのですけれども、仮釈放者の取組も満期に限らず必要かと私は思うのですけれども、その辺りいかがでしょうか。最後に1点それをお伺いさせていただきたいと思っております。

岩淵県民生活安全課長 県では、再犯防止に関する理解促進と情報共有、関係機関の連携を目的にしまして、市町村窓口職員、保護司や就労支援事業者機構などを対象とした研修会を開催しております。

今後においては、県の合同庁舎や指定管理施設の会議室が、保護司の面接場所として使用できますよう調整を行っているところであります。加えまして、再犯防止に携わる関係機関の支援者の活動について、広く県民に情報発信を行い、社会全体の理解と関心を高めるなど、再犯防止を取り巻く環境整備を推進してまいります。

（富士山観光エコシステム整備推進事業費について）

水岸委員 富士山のことについて伺います。

午前中の説明で、課別説明書、知の13ページ、富士山観光エコシステム整備推進事業費では、あくまでも富士トラムに関わる検討経費であり、5合目の再整備に関する検討費用は含まれていないと承知しましたが、5合目の景観改善については、世界文化遺産登録時にイコモスからの指摘があったように、かねてよりの課題であったと認識しております。県はこれまでどのような取組を行ってきたのか、まず伺います。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 平成26年に、山梨県世界文化遺産保存活用推進協議会の下に、4合目、5合目部会を組織いたしまして検討を開始し、平成28年には、世界遺産富士山にふさわしい景観の形成等を目的に、富士山4合目、5合目ランドデザインを策定いたしました。このランドデザインで示した将来像を具現化するために、奥庭遊歩道の標識再整備や、老朽化して景観を損ねていた休憩所施設の解体、展望園地の整備等に取り組んできたところでございます。

水岸委員 ランドデザインや標識の再整備など、短期的な取組としては理解しますが、イコモスの指摘に対し、必要十分な対応とは言えないと思っております。抜本的な改善を図るには、まず5合目でできることの範囲を明確にする必要があり、関係法令の確認や地形、地質の把握等をすべきだと考えますが、県は今後どのような取組を進めているのか伺いしま

す。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 グランドデザイン策定時から登山規制の実施、それから富士トラムの提案など、富士山を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした変化を踏まえつつ、課題解決に向けて議論を具体化させるためには、4合目、5合目部会というものを再度今月開催したいと考えております。まずは、その部会で構成団体と意見交換をいたしまして、議論を活性化させていきたいと考えております。

委員御指摘のとおり、今後、法令関係の確認はもちろん、必要に応じて地質等の調査も行ってまいりたいと思います。

（ライフデザイン啓発事業費、プロモーション事業費について）

福井委員 まず、人口2ページのライフデザイン啓発事業費、プロモーション事業費について伺いますが、両方とも大学生、高校生、また中学生向けの啓発事業だと捉えておりますが、具体的にはどのような内容でしょうか。

河合人口減少危機対策監 まず、中学生につきましては、人口減少に対する理解が進んだ要因としまして、社会全体において固定的な性別、アンコンシャスバイアスのような役割分担意識や、例えば男性の育休に対する抵抗感があるかと思えます。

このため、固定概念が定着する前の中学生の若い世代に対しまして、人口減少の問題の現状と深刻化した未来や、目指すべき将来像を分かりやすく提供するような、漫画を活用したような啓発冊子を作ることを考えております。

もう一つの高校生、大学生につきましては、今年度ライフプラン作成出前講座というものを令和6年度から実施しておりますが、その啓発冊子を作りまして、また今年度は高校生、大学生に対して行っているものを、企業の若手向けの社員にも広げたいと思っております。

さらには、プロモーションの費用としまして、Z世代である高校生、大学生、社会人の方に対して、自分ごととして捉えていただくように、自ら動画を作成していただいて、それを広報するような事業を考えております。

福井委員 ぜひ冊子を作成して、それを配布して終わりとならないように、事業展開を考えていただきたいと思いますが、人口減少を考えたときに、都市部への若者、特に女性の流出については非常に問題であって、本県における女性の生きづらさがあるのではないかという指摘も多く聞かれます。

私の周りでも性別や雇用分担意識、ジェンダーバイアスが働いている地方ゆえの課題があると認識しておりますけれども、様々な政策をする上で、女性が生きづらくなっていないか、自分ごととおっしゃいましたけれども、意識を変えなければならないのは誰なのか、そこにスポットを当てた政策をぜひ進めていただきたいと思えます。所見を伺います。

河合人口減少危機対策監 委員御指摘のとおり、社会減の中でも20代までの、特に進学や就職を機に、女性が県を出てしまうという現状については、統計上も把握しております。このため、今出た御意見を基にテキストの内容や、今後動画でどういうコンテンツをつくるかというのは、また、いろんな方と御協議、相談させていただく際に、今の御指摘を踏まえて、よりよい物にしていきたいと思えます。

（富士山保全対策費について）

福井委員

次に、知の14ページの富士山保全対策費について伺います。

イコモスの勧告で、来訪者戦略が必要だということで、かつては富士登山鉄道、現在は富士トラムという構想になっておりますけれども、軌道法の適用で来訪者のコントロールをすると承知しております。

これまで様々な議論の中で、富士山の保全のためには、来訪者コントロールをしていかなければならないということは、一致しているところだと認識しておりますけれども、イコモスの勧告を踏まえて、富士山の保全に向けて来訪者のコントロールが求められていますが、現在の5合目の来訪者、訪問者数をどの程度抑制する必要があると考えているか教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 山梨県と静岡県等で構成いたします、富士山世界文化遺産協議会において、イコモスの勧告に基づき、来訪者管理計画を策定しております。現状、5合目の訪問者数の上限は定められておりませんが、こうした枠組みの中で判断していく必要があるものと考えております。

世界遺産登録時に、来訪者が多いことに伴う環境負荷について、イコモスから指摘されたことに鑑み、少なくともその時点の来訪者数以下に抑制していく必要があるものと考えております。

福井委員

そして、先日条例改正され計上された使用料については、4億8,800万円、入山料は4,000円の計算ですから、12万2,000人が登山されるという見立てになっております。昨年の登山者数から、この数字とした根拠について教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 昨年の夏山シーズンに実施いたしました通行料の金額と支払い意思に関するアンケートの結果を踏まえまして、登山者数の見込みを推計いたしております。

これによれば、通行料が1,000円増加するごとに、登山者数が約18%減少することから、令和6年度の富士山・吉田口県有登山道の許可者数、約14万9,000人でございますけれども、これをベースに12万2,000人と見込んでおります。

なお、富士山における旅行のコストと、それから訪問者数の相関関係を分析したところのある有識者にお話を伺う機会がございまして、有識者の試算と県の推計に大きな乖離がないことも確認しております。

福井委員 吉田ルートの登山者数は昨年約13万人で、登録されて以降、コロナ禍を除き最小だったということです。登録後、20万人を超えていたときもあるので、昨年度の規制は大きな効果があったと考えておりますけれども、今回の登山者数12万2,000人、イコモスの勧告に適切に応えるためには、将来的に登山者数、どの程度まで減少させる必要があるとお考えですか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 世界文化遺産協議会の来訪者管理計画におきまして、吉田口登山道の1日当たりの登山者数は、4,000人を上限するという基準を設けております。登山規制により、1日当たりの登山者数が今、4,000人を超えることはない状況であることから、現時点では引き続き、この現在の水準を維持してまいりたいと考えております。

福井委員 協議会の中でも、しっかり確認をしていただきたいと思います。

（印刷広報費について）

知の21ページの印刷広報費について伺います。

広報費の一つ、県の広報誌ふれあいの発行費等については、令和6年度で8,498万円余、令和7年度9,617万円余と1,100万円ほど増額していますが、内容の違いについて教えてください。

羽田知事政策局次長 ふれあいにつきましては、年4回現在発行しております。来年度につきましては、毎月発行することを考えておまして、情報発信の頻度を増やすことを考えております。そのための経費に加えまして、人件費や物価の高騰に伴い、印刷費や梱包配送費なども増額しております。

一方で、現在毎月1日に新聞各紙に、県からのお知らせを掲載しておりますが、こちらは廃止させていただきまして、結果としまして総額1,100万円程度の増額という形になっております。

福井委員 新聞の購読者数も、発行部数も減っているという現状も認識しておりますが、ふれあいについては月1回にしたこと、それから新聞掲載の広告をやめたことの理由について教えてください。

羽田知事政策局次長 ふれあいにつきましては、3か月に一度、年4回の発行ということになっていまして、一方で、タイムリーに情報発信ができないということが課題となっていたことから、令和7年度については毎月発行ということにさせていただきました。

これに伴いまして、県からのお知らせにつきましても、その毎月発行のふれあいの中で、さらに拡充して充実させていきたいと考えましたので、今回、毎月発行の県からのお知らせについては廃止という形を取らせていただいております。

福井委員 タイムリーな発行、情報提供に期待をしております。

（戦略的情報発信強化事業費について）

次に、知の22ページの戦略的情報発信強化事業費にうたわれているオウンドメディアというのは、具体的に何を指していますか。教えてください。

羽田知事政策局次長 一般的には、オウンドメディアとは、企業や組織が自ら所有して、運営して情報を発信するというメディアのことでありまして、県としましては、やまなし i n d e p t h をオウンドメディアとして運営しています。

福井委員 やまなし i n d e p t h ということは、ホームページ上、また、冊子にはなっていないということですね。それでは、そのやまなし i n d e p t h について、ターゲットとする層については、どのように考えていますか。

羽田知事政策局次長 広く県民を対象としておりますけれども、一方でウェブということがありますので、県外に向けての情報を発信して、本県への関心を獲得していきたいと思っておりますので、広く県内、県外問わず対象ということで考えております。

福井委員 幾つものインスタやSNSの活用もありますので、ぜひ連携をしていただいて、今後進めていただきたいと思います。

（空港整備調査研究事業費について）

次に、知の30ページ、空港整備調査研究事業費について、この事業費の内容と目的をまず教えてください。

矢野リニア・次世代交通推進監 過去にも検討を行ってきたという経緯もございますけれども、リニア開業とそれに伴う交通需要の変化という社会情勢の変動を見据えまして、本県の発展につなげていくための新たな視点といたしまして、リニアと航空路との機能公接、いわゆるクロスリンクを構築する可能性や、羽田空港での小型旅客機の離発着が制限されているという状況におきまして、その補完的な役割の部分につきまして、令和5年度から調査研究を開始して進めてきているものでございます。

内容といたしましては、昨年度から本年度にかけて、本県に空港を整備する場合を想定した航空需要の調査、それから県内における空港適地調査を実施してきております。その中で、有識者で構成する山梨県地域航空研究会を開催いたしまして、調査結果に基づいた検討を行ってきたところでございます。

この研究会から出された課題に基づきまして、来年度は空港整備・概算事業費に係る調査、それから離着陸経路の設定条件に係る調査、それからプライベートジェット、ビジネスジェットに関する動向及び空港収支に関する調査を通過で行うために予算を計上したものでございます。

福井委員 この空港整備に関して県民の意見は、どのように反映するお考えか教えてください。

矢野リニア・次世代交通推進監 この調査は、空港を整備するということありきで進めているものではないかと考えています。あくまでも可能性の有無を判断するための調査研究を行っていき、現時点で県民から意見を聞く段階にはないという認識でございます。

福井委員 非常に県民も関心を持っていて、私の周りでも、本当にできるのかという議論をされる方も少なからずいらっしゃいます。また、調査、研究を進める上で、ぜひ情報提供も含めて、そのような意見を反映させるということについても、ぜひ検討いただきたいと思っております。

プライベートジェットの利用動向調査ということで、具体的にどのような調査なのか教えてください。

矢野リニア・次世代交通推進監 プライベートジェット、ビジネスジェットの離発着を想定した空港機能を検討するに当たりましては、この研究会の中で、国内で利用拡大しているプライベートジェット、ビジネスジェットを呼び込むための条件整理を行うべきという意見を頂いております。その意見に基づきまして調査を実施するものでございます。

プライベートジェット、ビジネスジェットの機体数、所有者分布、利用状況や入国審査、税関や検疫といったC I Qの対応状況と空港の現状についての調査、あるいはプライベートジェット、ビジネスジェット利用者の行動特性を踏まえた受入れ条件を整理いたしまして、本件に空港を設置した場合のプライベートジェット、ビジネスジェット受入れの可能性を分析してまいります。

福井委員 ぜひ慎重に検討いただければと思います。

（ソーシャルイノベーション創出事業費について）

次に、知の31ページ、ソーシャルイノベーション創出事業費について、どのような事業でしょうか、教えてください。

相川新事業チャレンジ推進監 新たな技術や革新的なアイデアにより、社会課題の解決を目指すことをソーシャルイノベーションと呼んでいます。この本県における創出を目指しまして、社会起業家の創出を促す講座の実施や、クラウドファンディング型の補助制度の創設などを実施するものであります。

福井委員 ここにうたわれている育成事業費については、どのようなことを具体的に行いますか。

相川新事業チャレンジ推進監 育成事業では、社会起業家を創出する全5回の連続講座でありますソーシャルインパクトプログラムと、日頃から起業家支援を担っている県内人材のスキルア

ップに取り組む起業支援者育成プログラムを実施する予定となっております。

福井委員 ここには、伴走支援と書いておりますけれども、この伴走支援を行う方というのは、知の32ページの新事業創出支援事業費のところにあるアドバイザーのことを指すのでしょうか。教えてください。

相川新事業チャレンジ推進監 本事業の伴走支援は、知32ページのアドバイザーではなく、社会起業やソーシャルイノベーションについての全国各地の事例や、知見を有する専門家の方をお願いすることを想定しております。

福井委員 分かりました。では、その伴走支援を行う方については、ある程度この人だという方がいらっしゃるのか、それとも、これから新たに選出、選定をしていくのか教えてください。

相川新事業チャレンジ推進監 専門家の方につきましては、これから事業を実施するに当たりまして、全国で活躍されている方々などからお願いをしていこうと考えております。

（働き方改革に向けたICT環境整備事業費について）

福井委員 次にDX3ページの働き方改革に向けたICT環境整備事業費について伺います。
在宅勤務、業務効率化を行い、勤務時間の縮減をするために大切な事業だと思います。県職員の皆さんの今年度の在宅勤務の状況を伺います。

村上DX・情報政策推進統括官次長 県では、テレワークシステムを導入しておりまして、職員が必要なときにいつでも在宅勤務を行える環境を整備しております。今年度は、1か月当たり職員の5分の1に当たる850人から1,000人の職員が、この環境を利用しながら、多様な働き方をしております。

福井委員 例えば、昨日の雪のような状況で、家から国道も止まっているような状況でした。鉄道も止まっている状況の中で、急に本日テレワークをしたいということが可能でしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 昨日、まさに私の所属でも数名、やはり交通機関が止まって来られないということで、急遽、このテレワークをしております。

福井委員 すばらしいなと本当に思っています。
次に、行政業務における生成AIの活用状況について、現在どのような分野で導入されているのか。そして、職員の業務負担軽減にどのような効果をもたらしているのか伺います。

村上DX・情報政策推進統括官次長 生成AIにつきましては、政策立案のアイデア出しや、議会答弁のたたき台の作成、文書の要約など、様々な場面で活用が進んでおります。繰り返しの作業や大量のデータ処理を行う作業における時間短縮のほか、新しい視点や思いがけないアイデアの提供による業務の質の向上にも効果を発揮しております。

福井委員 まさしく本日の答弁で想定されるような想定問題の作成についても、AIを使っているというのでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 やはり生成AIはアイデア出し程度にとどまりますので、実際に今私たちが何をやっているかというところは、生成AIに聞いても答えてくれませんので、そこは自分で考えているのですが、その中でどうしても難しい言葉を使ってしまいうときに、そこはもう少し優しく言うとうなるかというような、表現の言い換えにはよく使っております。

福井委員 今お聞きすると、AIの活用が業務削減に本当につながっているのかとも思うのですが、皆さんの実感としてはつながっているという認識でしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 業務削減という視点で言いますと、先ほどお伝えした繰り返しの作業や、大量のデータを処理する作業時間が短縮されます。

例えば、それ以外にもよくアンケートの結果を取るのですが、中に自由記載という項目がありまして、そこは人の手で分析するとかなり時間もかかるのですが、そのデータを全部生成AIに読み込ませると、そこを要約して分析して、その対策の案まで考えてくれる、そんな使い方もできますので、業務効率化に非常に役に立っていると思っております。

福井委員 生成AIは、さらに発展をしていくものだと思いますので、ぜひ有効活用をこれからも進めていただきたいと思います。

（不登校の児童生徒家庭環境実態調査費について）

次に、県民3ページ。白井委員も質問した不登校の児童生徒家庭環境実態調査について伺います。

先ほど御説明では、学校への協力依頼とおっしゃいましたが、これは学校からアンケート用紙を配布するというイメージでよろしいですか。

武井県民生活総務課長 委員のお話のとおり、学校から配布をしたいと考えております。

福井委員 実態として、学校に必ず籍を置かなければなりません。でも、籍はあっても一度も来ていない児童生徒も実際にいます。こういう家庭には教職員も一度も伺ったことがない家庭もあるということについて、状況を認識されていますか。

武井県民生活総務課長 申し訳ありません。私は認識しておりませんでした。

福井委員 そういう状況もあるということで、先ほども出ましたけれども、教育委員会とぜひしっかり連携をしていただきたいということと、回収の方法についても、学校側に提出をするのか、それとも郵送を考えているのか、そこまで具体的に分かっていますか。

武井県民生活総務課長 回収に関しましては、今アンケートを紙とウェブで考えております。今回の調査の内容が家庭の状況をお聞きしていきますので、個人が特定できないようにということで、回収については直接郵送、ウェブ等で調査会社へ返していただくことを考えております。

福井委員 学校の働き方改革というところもありますので、ぜひ本来なら学校が配布ということではなくて、学校や教育委員会からデータ提供されたものに対して、行政で直接送付という形が私はベストだと考えますので、ぜひそこも検討してください。

出されたこの調査結果を具体的に活用して、どのような具体的な支援につなげていくか教えてください。

武井県民生活総務課長 一つは、知事提案理由説明でもお話をさせていただいているとおり、結局不登校の家庭とのつながりを回復していくということなので、ソーシャルワーカーの配置の増を検討しております。

その他の部分については、出てきたアンケートを基に、どんな支援ができるかということを検討していきたいと考えております。

福井委員 私からの要望もぜひ加味していただいて、これから検討をお願いしたいと思います。

（再配達削減推進事業費補助金について）

次、最後の質問にします。県民13ページです。再配達削減推進事業費補助金についてです。特にインターネットを利用した通信販売が急速に拡大する中、この本事業については、物流業界の働き方改革のため、県民の方々に自主的な行動変容を促す非常に有効な取組であると考えております。

まず、本事業は、市町村と協調補助を行うスキームであると承知しておりますけれども、市町村における制度創設の進捗状況はどのようになっているか伺います。

岩渕県民生活安全課長 本事業の実施に当たり、より多くの県民に活用してもらうためには、多くの市町村に補助制度を創設してもらう必要があります。これまで各市町村では、県の取組に呼応し、随時補正予算を編成し、現在24の市町村が制度を創設している状況であります。

また、本事業は物流の2024年問題という喫緊の課題に対し、令和7年度までの2

か年で集中的に取り組むこととしておりますが、明年度につきましては、県内全27市町村での取組が見込まれております。

福井委員 令和7年度には全市町村がという見込みがあるということで、大変これはうれしく思います。実際に多くの県民の方々に本事業を知ってもらって、それを活用してもらうということが重要になると思いますが、補助制度の周知については、どのように行っているか伺います。

岩渕県民生活安全課長 委員御指摘のとおり、本事業の実施に当たりましては、より多くの県民に補助制度を知ってもらい、活用してもらうことが重要であります。

県では、県民の皆様に積極的な活用を促すため、広告動画を作成し、SNSや商用施設のデジタルサイネージでの配信、県や市町村の広報紙への掲載、市町村の自治体回覧の活用、さらには宅配事業者等と連携したチラシによる啓発など、多角的な情報発信に努めております。

福井委員 これからもぜひ周知に努めてください。私も努力をして周知していきたいと思います。令和7年度当初予算として1億3,800万円余、対前年の約1.5倍の予算額となっておりますが、具体的な内容はどうなっていますか。

岩渕県民生活安全課長 今年度におきましては、国のデータを基に通信販売を頻繁に利用し、かつ再配達の高割合が高い県内の世帯を推計し、また市町村における事業実施期間を下半期と想定した上で、6月補正予算に9,000万円を計上いたしました。

明年度につきましては、全27市町村が実際に事業を実施する上での必要見込額の調査を行いまして、年間の所要経費を計上しております。

福井委員 最後に、この事業は消費者だけでなく、物流業者の方々にとっても再配達を減らして働き方改革に資するものでなくてはならないと思います。運輸関連の労働組合の皆さんの話によると、現場でも再配達が減少しているという実感はすごくあるそうです。でも、実際どれくらい減少しているのかということについては、データを持ち合わせていないということなので、ぜひこういう効果については、配達の業者への客観的なデータも必要になるかとも思っておりますけれども、その辺りを県はどのように考えておりますか。

岩渕県民生活安全課長 県では、今年度の6月議会におきまして、物流基盤の強化に関する条例を制定し、物流機能を持続的に発展させていくために、行政や事業者、消費者である県民が主体的に参画し、社会全体として物流基盤を強化していくことを定めたところであります。

条例の中では、県の責務として、物流基盤の強化に関する施策を実施するに当たっては、物流関連事業者等の理解及び協力を得るよう努めることとされておりますことから、引き続き産業支援を所管する庁内の関係部署と連携を図りながら、物流事業者への対応にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

福井委員 　　ぜひよろしく申し上げます。委員長、私先ほど最後の質問と申し上げましたが、あと1項目やらせていただいてもよろしいですか。

伊藤委員長 　　はい。

福井委員 　　（男女共同参画推進費について）

　　多様性2ページ、男女共同参画推進費であります。これは、3,630万円の予算で、11もの多くの事業を継続して行っております。そこで、女性管理職の増加を推進するために、どのような取組を進めているか教えてください。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 　　女性活躍推進企業創設事業というのがございまして、これにより、県内企業からの推薦がありました企業内プロジェクトを率いる女性管理職候補者を対象にして、意識形成や実践力向上を図るワークショップや交流会などを提供して人材育成を図っています。

　　また、この事業では併せまして、経営層向けでもセミナーや、また企業訪問もさせていただいて、企業において女性管理職をバックアップする体制の整備や、また人材価値を最大限に引き出すという人的資本経営の浸透を図っています。

福井委員 　　企業だけでなく、男女共同参画の意識、それから女性リーダーになろうという意識については、若年層にも広めていかなければならないと思いますけれども、そのための施策は何かありますか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 　　男女共同参画の意識を若年層にも広めるところにつきましては、小学生に対して図画コンクールを開催しております。また、中学生には性別役割分担意識といったバイアスの解消を図る冊子、COLORFULを作成し配布しております。

　　高校生や大学生にはジェンダー平等の理解を深めていただき、自ら動画を作成・配信するワークショップなどを展開しています。

福井委員 　　先日も、COLORFULを活用した中学校での授業があったかと思いますが、それを全県的にしっかり広がっていくことをすごく期待しております。

　　先ほど言った11もの事業があるという中の1つに、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの事業費についても計上されておりますが、ぜひ性暴力被害者に継続的な支援が積極的に行われるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

（男性育児休業取得促進事業費補助金について）

佐野委員 　　それでは、労政人材育成課についてお聞きをいたします。

　　第5款3項労働福祉指導費の仕事と家庭の両立支援事業費中の2、男性育児休業取得

促進事業費補助金600万円、多10ページについてお聞きをします。

男性育児休業を取得するために、県は企業以上に非常に高い目標で御努力を進めているということを承知しております。また、企業にはマニフェストの策定等を奨励しているということも承知をしています。

そこで、予算中で今年度の予定されている企業数、大体600万円ですので、上限200万円ということは、30社ぐらいかと思っておりますが、どの程度この企業数については予定をされているのかお示しをいただきたいと思えます。

川崎労政人材育成課長 委員御指摘のとおり、30社を想定した予算を計上させていただいております。

佐野委員 ありがとうございます。次に、令和6年9月策定の男性育児休業取得促進事業費補助金募集要綱を見ましたが、これを基に今回もこの600万円を出していると思うのですが、この中で国の手引きでの注意点の抜粋の中で、いわゆる雇用環境整備の措置の共通事項の中に、男性だけでなく男女労働者とも対象とした内容である必要があるということは、柔軟にそういう形で30社を進められるということによろしいでしょうか。

川崎労政人材育成課長 こちらの補助金につきましては、男性育児休業取得促進を目的としておりまして、男性の育児休業取得促進のための環境整備に充てる助成金とさせていただいております。

佐野委員 それでは、この要綱の中にある抜粋というのは、この男女労働者とも対象とした内容である必要があるということは、除くということによろしいですか。

川崎労政人材育成課長 女性につきましては対象になりませんので、除くという理解によろしいかと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第6-4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

意見

臼井委員 請願第6-4号、山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて、意見を述べさせていただきたいと思えます。

軍用機による飛行訓練に関しましては、県において令和4年10月に県民生活部長か

ら、防衛省南関東防衛局企画部長に対して、県民や県を訪れる観光客に不安を抱かせることがないように、また、県民の生命・財産の安全を確保する観点から、知事名で防衛省南関東防衛局長宛てに文書による要請を行っております。

その際、防衛省からは、「運用上の所要によっては、米軍による空中救援が陸地上空で行われることも排除されないとの認識を有している。空中給油については、航空機の航続距離や飛行時間を踏まえた運用上の必要性に基づき実施しているものと承知している。空中給油訓練については、空中給油を円滑に実施するための訓練として、在日米軍は、訓練の安全性や教育訓練上の所要を総合的に勘案しながら実施しているものと理解している。そして、山梨県上空で行われた空中給油は、訓練には該当しないと認識している」との回答があったと承知をしています。

ただ、しかしながらですけれども、本県上空で空中給油が行われたことは、まさに事実でありまして、県民の皆様から大変不安な声が上がっている、これは確かなことでもあります。

だからこそ、長崎知事は記者会見の中で、「今後、本県において県民が不安を感じることをないように、適切な対応を図っていただきたい」「強く防衛省に申し入れをした」と記者会見の中で発言をされています。

そして、県においては、要請を行った後も県民からの目撃情報があった場合には、速やかに防衛省に情報提供するとともに、県民の安全、安心に最大限配慮するよう、これも都度、県は防衛省に対して求めているという状況であります。

また、国においては、米軍に対して適切な対応を要請していると承知をしまして、防衛省は地域住民の方々に大変な不安を与えることのないように適切に対応すると、県に対して防衛省は回答をしているということでもあります。

県がこのように県民の安全を守るための対応を行っていることに加えまして、米軍との合意事項については、国の防衛施策に関わるものであること、そして外交及び安全保障は国の専管事項と理解されていることを踏まえまして、当該請願については、引き続き国がしっかりと対応していくものとの前提の中で、国、そして県の動向を注視しながら、しっかり審査をしていくべきと考えるところであります。

したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

中村副委員長 第6-5号については、継続審査とさせていただきたく、意見を述べさせていただきます。

国においては、2030年半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すと目標を立て、2020年代に前倒しし、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させると表明し、中小企業への最低賃金を引き上げる様々な対策を支援し拡充していることから、その動向を注視する必要があると考えます。

したがって、本請願は継続審査と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第7号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について県民生活部関係の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑 なし

その他 ・ 3月7日の午前10時から、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行うこととされた。

以 上

総務委員長 伊藤 毅